

## 乳児院/児童養護施設における被虐待児童の保護者への援助に関する調査(2)

この調査は、厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」(主任研究者 庄司順一)として、乳児院および児童養護施設における、被虐待児童の保護者に対する援助の実際と今後の課題を明らかにし、有効な援助方法を開発するためのものです。また、この調査は、平成13年度に実施させていただいた「児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査」の追跡調査でもあります。

ご多忙の折、まことに恐縮ですが、本調査研究の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、調査データは、コンピュータを使用してすべて統計的に処理されますので、個人や施設が特定されたり、個人データが公表されたりすることは一切ございません。調査結果につきましては、プライバシーに十分配慮し、個人名、施設名は一切公表いたしません。なお、調査結果につきましては、平成16年度に各施設に郵送させていただくと同時に、厚生労働科学研究報告書にて発表させていただきます。

調査について、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

### <連絡先>

〒106-8580 東京都港区南麻布 5-6-8

日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部

伊藤嘉余子/安治陽子/庄司順一

TEL 03 (3473) 8347/03 (3473) 8349

FAX 03 (3473) 8408

E-mail ito@aiiku.or.jp

anj@aiiku.or.jp

### ◆ご記入にあたっての注意事項◆

1. 回答は、それぞれの指示に従い、該当する選択肢の番号に○をお付けください。数字を記入する欄には、該当する数字をご記入ください。
2. 「その他」等、自由記述の部分については、お手数ですが具体的に記入ください。
3. お忙しいところ恐縮ですが、ご記入済みの調査票は、**平成16年1月30日(金)まで**に、同封いたしました返信用封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。

まず、この調査票に回答して下さっている方について、お名前と職種をご記入ください。

お名前 ( ) 職種 ( )

### <貴施設について>

問 1. 貴施設の施設種別について、あてはまるものに○をお付けください。(1つに○)

1. 乳児院      2. 児童養護施設

問 2. 貴施設の施設名および所在地についてご記入ください。

- 2-1) 施設名 ( )  
2-2) 所在地 ( ) 都・道・府・県 ( ) 市 (政令指定都市のみ)

問 3. 貴施設の設置主体と運営主体について、あてはまるものに○をお付けください。

- 3-1) 設置主体    1. 公立      2. 私立  
3-2) 運営主体    1. 公営      2. 民営

問 4. 貴施設の入所児童数について、ご記入ください。

- 4-1) 入所定員 ( ) 名  
4-2) 入所児童数 ( ) 名 (平成 16 年 1 月 1 日現在)  
4-3) 入所児童のうち、「虐待」のケース (平成 16 年 1 月 1 日現在) で、  
4-3-1) 児童票において、主たる理由が「虐待」となっている ( ) ケース  
4-3-2) 児童票では、主たる理由が「虐待」でないが、施設で「虐待ケース」と判断 ( ) ケース

問 5. 貴施設において平成 14 年度に施設退所に至ったケース数をご記入ください。

- 5-1) 平成 14 年度 施設退所 ( ) ケース  
5-2) 施設退所ケースのうち、家庭復帰\* ( ) ケース・・・①  
5-2-1) 家庭復帰ケース ①のうち、虐待ケース ( ) ケース・・・②  
5-2-2) 家庭復帰ケースで虐待ケース ②のうち、保護者による強引な家庭引取ケース ( ) ケース  
5-2-3) 家庭復帰ケースで虐待ケース ②のうち、援助の結果としての円満な家庭復帰ケース ( ) ケース  
5-2-4) 家庭復帰ケースで虐待ケース ②のうち、その他のケース (具体的に; ) ( ) ケース

\* 「家庭復帰ケース」には、一人暮らし・就職による施設退所、里親委託による施設退所、他施設への措置変更は含まないでください。

<虐待ケースの保護者への援助について>

問6. 虐待ケースの保護者への援助を展開する際、連携をとることが多い機関をそれぞれ3つ選び、○をつけてください。  
 また、連携をとりにくい機関をそれぞれ3つ選び、×をつけてください(○と×は重複しても構いません)。  
 なお、該当するケースがない場合は「該当ケースなし」の欄に○をご記入ください。

	該当 ケースなし	児童 相談所	福祉 事務所	子どもが 通う学校	保健所/ 保健センター	警察	病院/ 医療機関	保育所/ 幼稚園	他の児童 福祉施設	弁護士	児童家庭 支援センター	民生/ 児童委員	心理職	その他 ( )
6-1) 保護者が精神的な障害を もっている(疑いがある)														
6-2) 保護者が知的な障害を もっている(疑いがある)														
6-3) 保護者による子どもへの 暴力がみられる														
6-4) 子どもが親に対して 拒否的である														
6-5) 保護者による性的虐待が ある														
6-6) 保護者の育児放任/怠慢 が著しい														
6-7) 保護者の育児不安が 強い														
6-8) 保護者に虐待の認識が ない														
6-9) 保護者が強引な引取を 要求している														
6-10) 保護者が子どもの家庭 復帰に消極的である														
6-11) 保護者以外に協力体制 をとれる親族がいらない														
6-12) 保護者の経済状況が 苦しい														

問7. 貴施設において、被虐待児の保護者に対する援助は、主に誰が担当することになっていきますか。  
7-1) から 7-11) の項目について、それぞれあてはまる欄1つに○をお付けください。

	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他 ( )
7-1) 施設で保護者と施設職員との面接：①強引な保護者*への対応										
7-2) 施設で保護者と施設職員との面接：①以外の保護者への対応										
7-3) 保護者から施設職員への電話相談										
7-4) 保護者と施設職員との手紙のやりとり										
7-5) 施設職員による家庭訪問										
7-6) 保護者に施設行事への参加を促す										
7-7) 施設だよりの送付										
7-8) 子どもの写真の送付										
7-9) 施設職員による保護者のカウンセリング										
7-10) 保健所や福祉事務所等の関係機関への同行										
7-11) その他 ( )										

\* 強引な引き取り要求をする保護者など

問8. 入所児童の保護者への援助を行う際の、児童相談所との連携状況について、最も近いもの1つを選び、○をお付けください。

1. 施設と児童相談所との協力関係ができており、双方で協議のうえ方針を決定して、共同して保護者への援助を行っている
2. 施設と児童相談所との協力関係ができており、基本的には児童相談所が主導権をもち、保護者への援助を行っている
3. 施設と児童相談所との協力関係ができており、基本的には施設が主導権をもち、保護者への援助を行っている
4. 施設と児童相談所との協力関係ができておらず、基本的には施設で独自に保護者への援助を行っている
5. 施設と児童相談所との協力関係ができておらず、基本的には児童相談所に保護者への援助を任せている
6. その他 ( )

問9. 被虐待児の保護者への援助を展開するにあたっての今後の課題について、ご自由にご記入ください。

＜今回お送りした「ガイドライン(案)」についてお尋ねします＞

問 10. 貴施設での保護者援助において、このようなガイドラインが必要だと思いますか。次の1～4のうち、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 必要である
  2. どちらかといえば必要である
  3. どちらかといえば必要でない
  4. 必要でない
- (1または2に○をつけた方 → 問 11へ / 3または4に○をつけた方 → 問 12へ)

問 11. 上記設問 10 で1または2とお答えになった方にお聞きします。

このようなガイドラインが必要だと思われる理由として、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. これまで施設で独自にガイドラインを作成していなかったため
2. これまで参考にできるガイドラインがなかったため
3. 個々のケースに活用できる一般的なガイドラインが必要なので
4. その他 ( )

問 12. 上記設問 10 で3または4とお答えになった方にお聞きします。

このようなガイドラインが必要でないと思われる理由として、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 施設で独自にガイドラインを作成しているため
2. すでに参考にしているガイドラインがあるので (具体的に)
3. 個々のケースに合わせて対応しており、一般的なガイドラインは必要ないので
4. その他 ( )

問 13. 貴施設での保護者援助において、この「ガイドライン(案)」は有用だと思いますか。次の1～4のうち、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 有用である
2. 有用であるがさらに改善が必要である
3. 有用でないが改善の余地はある
4. 有用でない

問 14. この「ガイドライン(案)」を改善する場合、全体としてどのような点を改善すればよいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 概ねこれより
2. 基本的な考え方を示すだけでなく、具体的な項目は必要ない
3. リストアップされた具体的な項目内容について、加筆修正が必要である \*
4. リストアップされた項目をまとめて、チェックリストを作成してほしい
5. チェックリストに基づいて得点が出せるように、得点化の基準を示してほしい
6. その他 ( )

\* 具体的な加筆修正部分については、「ガイドライン(案)」の「書き込み・返送用」冊子に直接ご記入ください。

問 15. ガイドラインについて、その他ご意見、ご感想など、ご自由にご記入ください。

ご協力かまことありがとうございました。

## ペアレント・トレーニングの実践報告2—トレーナー養成講座の試み—

野口啓示

（児童養護施設 神戸少年の町）

神戸少年の町では、2000年より、姉妹施設にあたるアメリカのボーイズタウンで開発されたコモンセンス・ペアレンティング（Common Sense Parenting 以下 CSP）を用い虐待をした親への支援を行ってきた。前年度の報告書では、ペアレント・トレーニングの実践報告を行い、事例の紹介と虐待をした親へのペアレント・トレーニングの特徴を整理した。今回は、私たちが行った CSP トレーナー養成講座の実践報告を行う。

### CSP トレーナー養成講座

神戸少年の町では平成 15 年度よりトレーナー養成講座を開催している（平成 15 年度は独立行政法人福祉医療機構子育て支援基金「特別分」の助成を受けた）。今年度は4回、養成講座を開催し、59名をトレーニングした。

### トレーナー養成講座の援助の視点

トレーナー養成講座は CSP のプログラムと同様に行動療法の理論が基となっている。親子間の相互作用に注目し、起こっている虐待を止めさせる躰を親に教えられるスキルを参加者が身につけるのがトレーナー養成講座の目標である。ここでは、身体的虐待を伴う事故のほとんどが子どもを躰ようとして起こっていることに注目し、暴力に頼った躰の連鎖を止められるように親に教育を行うスキルを身につけてもらう。CSP では暴力的な躰を行う要因として、1) 暴力的な躰の持つ即効性、2) 暴力以外の躰の方法を知らないこと、3) 親の権威の喪失への恐れ、といった3つを挙げ、これらの要因が引き起こす連鎖を止められるように親を教育することを視点としているが、この視点を習得し、親へ効果的に

介入できるようになってもらうのである。虐待をする親子の相互作用を見ると、子どもを躰けたいが、どうしていいのかわからずに叩く、しかし、子どもが言うことをきかないので、さらに叩くという連鎖が生じていることが多い。「なんと言っても聞かないので、叩いた」「この子は親をなめている。わからせようとして叩いた」という言葉はよく聞かれるのである。しかし、暴力で人を変えること、つまりは躰を行うことは不可能に近く、また、子どもをうまく躰らなれない経験は親の自己評価を低めてしまうのである。きちんと躰することができない自分は失格だと。CSP トレーナー養成講座では、親が置かれている（追い詰められている）状況への理解を促しながら、虐待の親に暴力以外の方法を用いた躰のスキルを教えるスキルを身につけてもらえるよう導くのである。

### トレーナー養成講座の日時と参加者の属性

対象を児童虐待に直接関わる専門職 60 名とし、講座を4回開催した。日程は以下のとおりである（表1）。募集の方法は、全国の児童養護施設（551 ヲ所）・児童相談所（176 ヲ所）・情緒障害児短期治療施設（19 ヲ所）に専門職講座のパンフレットを送付したのみであったが、参加希望者は多く、キャンセル待ちのリストを作成しなければならなかった。参加者について、1名が直前でキャンセルしたので、59名が参加した。参加者の属性は以下のとおりである。

参加者の所属機関としては、児童養護施設が34名と一番多かった（表2参照）。また、児童相談所からも13名の参加があった。職種については、児童指導員と保育士が多いもの

の、児童福祉司や心理士も参加した（表3参照）。職歴に関しては3年未満の経験の参加者が17名とやや多いものの、10年以上が25名、20年以上も10名といった所属機関ではリーダーシップをとる立場にある参加者が多かった（表4参照）。全国各地から参加してもらった（表5参照）。また、参加動機を聞いたところ、「具体的な技法・技術を身に付けたい」（38名）が一番多い理由であった（これは自由記述をKJ法を用いて分類・集計をおこなった）。

表1 専門職講座の日時

第1回	平成15年9月8日(月)～11日(木)
第2回	平成15年10月7日(火)～10日(金)
第3回	平成16年1月22日(木)～25日(日)
第4回	平成16年1月29日(木)～30日(金) (二日間の集中講義)

表2 所属機関

児童養護施設	31名
児童相談所	16名
乳児院	7名
家庭支援センター	2名
保育所	1名
保健所	1名
自立支援施設	1名

表3 職種

児童指導員(主任含む)	23名
保育士	10名
児童福祉司	9名
心理判定員	7名
心理士	3名*
相談員	3名
施設長	1名
書記	1名
保健師	1名
看護師	1名

\*児童養護施設2名・自立支援施設1名

表4 職歴

3年未満	17名
4～5年	7名
6～10年	10名
11～15年	12名
16～20年	3名
21年以上	10名

表5 都道府県

	都道府県	人数	合計
北海道	北海道	2	2
東北	福島県	1	1
関東	東京都	1	5
	千葉県	4	
信越	長野県	1	1
北陸	富山県	1	1
東海	岐阜県	4	12
	静岡県	1	
	愛知県	5	
	三重県	2	
近畿	京都府	2	16
	大阪府	5	
	兵庫県	7	
	奈良県	1	
中国	和歌山県	1	8
	鳥取県	1	
	島根県	1	
	岡山県	1	
	広島県	3	
四国	山口県	2	5
	香川県	1	
	愛媛県	1	
九州	高知県	3	8
	福岡県	5	
	鹿児島県	2	
沖縄県	1		
合計			59

表6 参加動機

具体的な技法・技術を身に付けたい	38名
施設職員の子どもへの処遇の向上に活かしたい	17名
新しいサービスへのヒントが欲しい	6名
地域支援等のヒントが欲しい	3名
その他	6名

(複数回答)

### トレーナー養成講座の内容

養成講座は4日間で25時間のトレーニングである(表7参照)。トレーニングは、講義、ロールプレイ、ディスカッション、ビデオによるモデリング、そして宿題から成る5つのアクティビティで構成されており、経験的学習の機会になるようになっている。参加者は講義中も、自由に質問や発言ができるようになっており、受身的な学習にならないように工夫されている。前半の2日間はCSPの理解に当てられており、CSPの講座を実際に受講してもらった(詳細は前年度の報告書を参照)。ここでは専門職というより、CSPを受講する父親・母親の役割を取りながら、実際の講義

を体験するのが目的である。後半の2日間は、前半に習ったCSPの講座を専門職として運用する方法を講義した。子どもの問題を子どもの行動と親の反応から理解していく行動分析の方法やうまくロールプレイを行う方法を教示するとともに、実際にロールプレイを繰り返し行ってもらい身に付けてもらった。最終日はデモンストレーションとして、模擬セッションを自らがトレーナーとなり、他の参加者を相手に行い修了となった。ロールプレイ、デモンストレーション等、頭で理解するだけでなく、実際にやってみる参加型の講義により、実践力が見に付けられる講座になっている。

表7 少年の町 コモンセンス・ペアレンティング・トレーナー養成講座スケジュール

1日目(1時～6時)	2日目(9時～6時)	3日目(9時～6時)	4日目(9時～12時)
	効果的な営め方 ロールプレイ	まとめ	デモンストレーション (模擬セッションを行い、トレーナーの役割をデモンストレーションしていただきます)
	予防的教育法	セッションの技能 (行動分析)	
イントロダクション 1時～	昼食 12時～1時	昼食 12時～1時	解散 12時
教育者としての親	問題行動を正す教育法 ロールプレイ	ロールプレイの 進めかた	
効果的な営め方	自分自身をコントロールする教育法	ロールプレイの 進めかたの練習	



## 養成講座の評価

講座の修了時に参加者にアンケートを実施し、講座の評価をしてもらった。「コモンセンス・ペアレンティングの講座はあなたが援助者（支援者）として、親を教育するのに有益なものとなりましたか？」の質問には「どちらかという満足した」を含めると 59 名中 58 名の参加者が満足したと答えた。講座の内容の適切さについては全員の方が「満足した」と答えている。講師への評価を見ても満足度が高かった。また、「他の職員にこの講座をすすめることができますか？」の問いには 59 名全員が「はい」と答えた。

有効性については、参加者が自らの機関で実施できたか、そしてその講座はクライアントに良い変化をもたらせたのかを評価すると

いうことを待たなければならないが、参加者の親支援へのコンピテンスを自信ということから見てみると（問いは、「この講座はあなたに自信をもたらせましたか？」）、13 名がどちらとも言えないと答えた以外は「どちらかという満足した」を含めると、59 名中 46 名が「満足した」と答えており、親支援への自信を多くの参加者が得る機会となったことも示された。「この講座を自分の施設で使えると思われましたか？」の問いには 56 名が「はい」と答えていることを考えると、使いやすさについての評価も高く、それぞれの機関での実施が期待される評価であった。

表 8 専門職講座参加者の評価

	どちらとも 言えない	どちらか という満足した	満足した	非常に 満足した	合計
コモンセンス・ペアレンティングの講座はあなたが援助者（支援者）として、親を教育するのに有益なものとなりましたか？	1 名	5 名	26 名	27 名	59 名
講座の内容は適切でしたか？	0 名	1 名	31 名	27 名	59 名
講師はあなたの質問に適切に答えてくれましたか？	0 名	1 名	18 名	39 名	59 名
講師は親をどう教育していくのかに有用になるような例をたくさんあなたに話してくれましたか？	0 名	4 名	18 名	39 名	59 名
この講座はあなたに自信をもたらせましたか？	13 名	7 名	28 名	11 名	59 名

注 7 段階で評価（7：非常に満足した、6：満足した、5：どちらかという満足した、4：どちらともいえない、3：どちらかという期待はずれだった、2：期待はずれだった、1：非常に期待はずれだった）

## 考察

### トレーナー養成講座の必要性

CSP トレーナー養成講座の報告を行った。講座の修了時に行った評価では参加者から良い評価を得た。自由記述欄でも、たくさんの参加者が感想を書かれた。その多くが実践的であるとの感想であり、自分を振り返る機会となったとの感想や自信がついたという感想が続いた。参加者の参加動機の多くが「具体的な技法・技術を身につけたい」というものであったことを考えるとそのニーズにあったことが良い評価になったと考えることができる。虐待をする親への援助の必要性を感じつつも、どのようにしていいのかわからない。現場は具体的なプログラムを必要としているのである。しかし、今回の参加者にこれまでの研修の機会（親支援や親訓練の研修への参加の経験）があったかを尋ねたところ、59名中57名がなかったと答えた。親支援の方法を学びたいがその機会も限られているのが現状なのである。

### 教育プログラムとしての有効性

CSP トレーナー養成講座はプログラムと同様に経験的学習を重視しており、ビデオによるモデリングとロールプレイから技法を学んでいくのが特徴である。また、ここでの介入の焦点は親子の相互作用であり、行動を分析し、親の取りうる具体的な躰の方法をCSPの技法を教えることにより、介入していくのである。具体的な行動に焦点をあて、具体的に指示を与えるという教育的な明快さがある。行動面に焦点をあてるので、人格や性格・性向といったものを変えようという訳ではなく、使う側にとっても使いやすく、入っていきやすい、つまりは学びやすいというのがこの経験的学習といった教育面を重視したCSPの特徴だと思われる。養成講座の修了生に電話によるインタビュー調査を行ったところ（対象は1回目と2回目の修了生、講座修了後約

半年が経った2月に実施）、30名中5名の方が親に実施したと報告した。5名はすべて児童相談所の職員であった。児童福祉司指導の一環として行ったのが4名、もう1名は心理判定員の行う面接の形であった。効果についても、親に変化が見られるとの意見が多かった。また、「親子関係の改善にはなんとも言えないが、対相談所との関係改善が進み、フォローがしやすくなった。長い目でみれば、叩かない処遇への第一歩になった」との意見があった。施設でも、現在準備中であるという意見が3施設からあり、専門里親の実習の一環として実施したという施設が3施設あった。これらの実践報告を見ると、CSPの持つ教育効果についての評価が示唆されるのである。

### CSP トレーナー養成講座の限界性 1

#### 一階層的アプローチから一

限界もある。一つはすべての虐待のケースに効果があるのかという問いである。トレーナー養成講座の援助の視点で述べたが、CSPは身体的虐待の多くが子どもを躰けようとして起こっていることに注目し、暴力の連鎖を止めることに焦点をあてる。アメリカにおいて行われた調査でも、身体的虐待における効果は実証されているが、他の虐待についての効果測定は行っていないこと等を考えると、すべての虐待に効果があるとは言えないのである。しかし、行動面に焦点をあてるからと言って、自分への振り返りがないかと言えばそうではない。具体的な行動を取り上げる分、はっとすることも多く、子どもの行動への認知が変容することもある。トレーナー養成講座の参加者からの感想にも、「具体的で分かりやすい方法なので、自己を肯定的に見つめる機会となった。もう一度、自分自身を見つめなおそうと思った」「自分の実践を振り返る機会となった」「あいまいな表現や子どものためという行動が実際は自分のためだったと知らされた」等があった。虐待をした親へCSP

を実施した事例でも、CSPに参加することから、子どもに問題があるという視点から、親自身にも問題があったと感じられる親もおり、CSPの修了後にカウンセラーを紹介したことがあった。CSPで技法を身につけ、子どもへの認知が変容することで、親子関係が改善する例が多いと思われるが、自分の問題をより突き詰めたいというニーズにはCSPの教育的なアプローチでは限界がある。本研究班の平成13年度の研究報告書において、西澤が5層から成る親援助へのアプローチを紹介しているが、西澤の言う第5層：親のトラウマへのアプローチにおいては他の技法に頼るのが懸命である。CSPの教育的アプローチの限界、これはクライアントへの私たちが持つ責任性から生まれるものであるが、これらをもCSPは明確にしてくれるのである。これはカウンセリングではなく、教育ですと。この限界性の認識は私たち援助者には重要なものになると思われる。

## CSP トレーナー養成講座の限界性2

### －実施について－

実施についての限界と課題もある。私たちが行った電話によるインタビュー調査でも、30名中5名が実施できたにとどまった。多くの機関にとって、はじめてのプログラムということでのとまどいや躊躇のようなものがあるように思われた。いく人かの参加者が実施には施設内のコンセンサスが必要と言われたように、実施の体制をどのように作るのかも今後の課題である。CSPの生まれたアメリカでは司法の介入が明確にされており、親がプログラムを受ける義務が親支援の中で規定されている。日本でも、このような体制に動きつつあるように思われるが、急には行かないであろう。導入の問題に関しては、司法等の法律にもからむ課題がある。

## まとめ－専門職としての自信を回復するトレーニング

ジョーゲンセンは「乏しい技能、歪んだ態度、情緒面の問題、状況要因（例えばストレス）といったものが重なって虐待をもたらしており、それらのもつれた状態をほどくのにまず手を付けやすいものとして具体的な養育技能の提供」を上げている。そして、具体的な知識や技能を得て、行動の変化が生じ、そこから態度の変化につながるというプロセスがあること、また、実際に行動し成功体験をすることで、親の自信につながるという効果がペアレント・トレーニングに期待されていることを述べたが、このプロセスをCSPでは具体的な形で見ることができるのである。虐待の親の多くが実は躰をうまくできないと悩み、自らのイメージも悪くしていることがある。そして自信を失うのである。CSPでは、親に躰のスキルを教えることから、子どもの問題に効果的に対処する方法を具体的に身に付けてもらうことを目的としている。親は身に付けたスキルを子どもに生活場面で使い、そして、違った反応をする子どもに出会うとき、これが変わるチャンスになることがある。そして自信を回復するプロセスの第一歩になる。アメリカでのCSPの試みでも、CSPを受けることにより、親は躰のスキルを向上させ、子どもの問題行動により効果的に介入できるようになり、自分自身への自信を回復させたことが虐待の予防につながるようだと報告しているが、この自分でもできるという自信が大切なのだろう。現在、日本の虐待に直接関わる専門職の多くが親対応で一種の閉塞感を味わい、自信をも喪失しているのではないと思われる。ジョーゲンセンが歪んだ状態をほぐすのに手を付けやすいものとして具体的な養育技能の提供に注目しているが、まずは具体的なものに注目することから、自分たちでも「何かできる」という感覚を持つことが、どうしたらよいかかわからないとい

う状態をほぐし、我々の自信を回復するきっかけになったのではないかと思う。今回の参加者の多くが具体的なスキルを学びたいと集まった。そして、講座の修了後に、「よし、やってやろう」という気になられたようである。虐待の親がCSPを学び、自信を回復する一歩となるように、私たち専門職も、具体的なスキルを身に付けることにより、自らをエンパワメントするきっかけとなったようである。ペアレント・トレーニングの持つ具体的で明快なアプローチが虐待に直接関わる私たち専門職にとり有益なものとなり、虐待防止の助けになればと思い、本報告を締めくくる。

#### 参考文献

- E. クレイ・ジョーゲンセン 門眞一郎他  
「虐待される子どもたち」星和書店 1996  
レイ・パーク他 野口啓示他訳  
「親の目・子の目」BNN新社 2002  
野口啓示 独立行政法人福祉医療機構子育て  
支援基金「特別分」助成事業「虐待をした  
親支援マニュアルおよびビデオ開発事業」  
報告書 社会福祉法人神戸少年の町  
2003

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究  
主任研究者：庄司順一

## 分担研究報告書

### 虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究

分担研究者：武藤 安子（横浜国立大学教育人間科学部教授）

#### 研究要旨

虐待する（あるいは悩む）保護者支援は虐待を防止するのに必須であり、それこそが子どもの保護・援助につながるという視点は今日的なものである。そのために、保護者に対して処罰的になるのではなく、その人たちの抱える困難さを受け止め、同時に育児行為の変容を促すという多様で輻輳的課題に応えるために、心理臨床的アプローチによる援助のフォーマット作成を研究の目的として、民間のカウンセリング機関を実践の場としH13年から継続研究を行ってきた。本研究では、これまでの研究成果に基づき、「虐待に悩む保護者との臨床的アプローチによる支援プログラム」のモデルを構築しえたと考えたので、それを「援助のフォーマット」として報告する。

本研究は、以下の6つの報告から成る。

#### I 総論—子どもの虐待をどのようにとらえるのか

本研究の実践と研究の基本的な考え方を明確にし、保護者への心理臨床的アプローチによる援助のありかたを論述した。

#### II 虐待に悩む親との臨床的アプローチによる支援プログラム

言語的方法 (Verbal method session) と行為的方法 (Action method session) を計画的にクロスさせたプログラムを「V-A クロスプログラム」と命名、「支援プログラム」モデルとして提示し、その枠組み、実施方法などを論述した。

#### III 虐待に悩む母親との臨床的アプローチの有効性

Verbal method session の実践から、虐待に悩む母親のもつ意識の理解を目的に、発話の量的分析による課題意識の構造化と類型化およびその変容課程を検討した。

#### IV 虐待に悩む親とのアクション・メソッド；サイコドラマの展開

Action method session (サイコドラマ) の実践から、有効な技法を抽出し、その意味について論述した。

#### V V-A クロスプログラムにおける事例研究

本プログラムに長期間参加した2事例をとりあげ、本プログラムの意義について事例的に検討した。

#### VI 児童福祉施設において保護者との援助関係を維持するための臨床的アプローチ

本研究の対象は、自らそれと表出して支援を求めて訪れた親たちとの実践であるが、最後に、虐待が顕在化し、緊急対応が求められて実践された児童福祉施設における臨床的アプローチについて事例的な検討を行い、総合的な視点を加えた。

#### 研究協力者

信田さよ子（原宿カウンセリングセンター）  
春原 由紀（武蔵野大学）  
土屋 明美（相州病院・日本心理劇協会）  
水流 恵子・小里 国恵（原宿カウンセリングセンター）  
村松健司・井上 真・山下聖隆（横浜いずみ学園）

## Ⅰ 総論－子どもの虐待をどのようにとらえるのか

信田さよ子

（原宿カウンセリングセンター）

### 1. はじめに

幼い子ども親から傷つけられ、時には殺されるという事実は大きな衝撃をもたらすだろう。その結果、子どもの虐待（以下虐待と略す）だけが突出して扱われがちであるが、それを家族の中の暴力（family violence）のひとつであるとして本研究ではとらえている。最初に family violence の全体像を示しておこう。

- 1) 思春期の対親暴力（かつての家庭内暴力）・・・子どもから親へ
- 2) 子どもの虐待・・・親から子どもへ
- 3) DV（ドメスティックバイオレンス）・・・配偶者、もしくは親しい関係にある男性から女性へ
- 4) 老人虐待・・・子どもから老親へ
- 5) 同胞からの暴力・・・兄や姉から年下の同胞へ（時にはその逆もある）

従来、家族とは従来人々の安らぎの場であり居場所であるとされてきたため、そこにおいて生起していることがらを violence と定義づけることは困難であった。市民社会においてはひとがひとを殴り傷つけることを暴力と呼ぶことにためらいのないだろう。しかし、家族という「私的空間」「親密圏」においては、市民社会の定義がそのまま適用されてはこなかった。公と私の間にある市民社会においては「暴力は犯罪である」のに、国家の暴力と私的領域（家族）の暴力は、その人がどのような立場に立つかによって暴力と定義されたりされなかったりするのだ。つまりそこでは暴力は存在したりしなかったりするのだ。この点についてはリンダ・カーバーというアメリカ史の研究家が「憲法は女らしさを保証するか」（Kerber, 1998）という著書

で詳しく述べている。

ここでフーコー（M.Foucault）の次のような言葉を参照しよう。「権力とは、一つの制度でもなく、一つの構造でもない、ある種の人々が持っているある種の力でもない、それは特定の社会において、錯綜した戦略的状況に与えられる名称なのである」

（Foucault, 1986）。

これを家族にあてはめてみよう。殴って力で押さえつけることそのものが権力なのではなく、それを暴力と呼ぶことを禁じ、「愛情」「しつけ」などと定義することが権力である。ある状況を名づけること、そしてそれ以外の定義を許さないこと、これこそが権力だろう。つまり権力とは「状況の定義権」のことである。

権力はそれを行使する対象を必要とし、その対象を支配する。権力、支配という言葉は私的領域である家族にもちいることに抵抗を覚える人も少なくないだろう。しかし殴られている妻の鼓膜がやぶれていること、幼少期に親からつけられた火傷の跡が50歳を過ぎても残っていることを権力行使と呼ぶことで、そのひとたちは初めて自分の責任ではないことを承認されるだろう。それを愛情だと思いつまされ、それ以外の定義が許されなかったことは支配以外のなにものでもないだろう。このひとたちは権力、支配という言葉を獲得することで自らの経験を初めて「被害者」の視点で語るができる。

市民社会におけるあたりまえの定義をそのまま家族内に適用したとき、家族とは一転して5種類の暴力に満ちた空間として可視化されるだろう。

## 2. 家族内暴力のひとつとしての児童虐待

1980年代までの家族内の暴力は、主として「家庭内暴力」と呼ばれた思春期対親暴力のことを指していた。これは昭和40年代から少しずつ表面化しはじめ、マスコミを騒がせたいくつかの事件によって人々に共有されるようになり、家族内の暴力の代表としてとらえられてきた。その多くは、親によって暴力をふるう子どもが殺害されることで幕を閉じ、親の悲劇として扱われた。開成高校の息子を父親が殺した事件、浦和の高校教師の親が息子を殺した事件、最近では文京区の父親による金属バットの息子殺人事件、成田の両親による息子殺人などである。

子どもが親を殴る以外に家族の中には暴力は存在しないと考えられていたために、家庭内暴力などといういかにも代表めいた命名がなされたのだろう。これが最初に表面化したのはなぜだろう。おそらく暴力が誰から誰に向けられたのかということに関係すると思われる。つまり「子どもから親へ」という暴力であったからこそ、最初に問題として表面化したのだ。逆の場合、「親から子どもへ」の暴力はまだその当時表面化してはいなかった。子どもを殴る、つる、蹴る、捨てる等の行為は珍しくなかっただろうが、「しつけ」「折檻」「愛の鞭」という名前が与えられて正当化されていたのだろう。つまり暴力と定義づけられていなかったのだ。ところが子どもから親への暴力は許されないものであったからこそ問題化されたのだ。権力を持たない者から権力者への暴力はいわば反乱であり下克上である。それは正当化されようもなく、「暴力」と名づけられるしかなかったのだ。最初に表面化し、「家庭内暴力」と名づけられたのだ。多くが、上にあげた数々の事件にみられるように親が子どもの命を奪って決着をつけられたという事実も象徴的である。反乱は鎮圧され、世論はそれに与したととらえることができる。その結果、暴力をふるう子

どもたちは逸脱者としてラベリングされ、その多くは病気として精神病院に収容されたのだった。

しかし家族内にそれ以外の暴力は存在しなかったのではなく、暴力と定義づけられることがなかっただけである。暴力をふるう親、夫は状況の定義権を有しており、自らの行為を正当化してきたのだ。

## 3. 家族内暴力の顕在化

大きな変動が起きたのは1990年に入ってからである。ソ連の崩壊による国際政治の二極対立構造の転換、わがくにおけるバブル経済の崩壊が1990年代初頭に相次いで生じた。それと時を同じくして、虐待にかかわる先進的市民団体が大阪と東京で誕生した。1992年に設立された民間団体の「子どもの虐待防止センター」は、当時東京の世田谷区周辺でアルコール依存症の治療にかかわっていた人たちが中心になって立ち上げたものである。

アルコール依存症の問題にかかわる援助者は、必ず暴力の問題にどこかで行き当たらざるを得ない。なぜなら、飲んでいる本人は援助希求をしているわけではないので、まず周囲で困っている家族を対象としてかかわることが要求されるからである。アルコール依存症の家族援助から見えてきたことは、妻たちの多くは酔った夫からの暴力で困っていることだった。妻は子どもの養育どころではなく、自分を守ることで必死であった。ときに酔った暴力は子どもにも向けられていた。幾重にも重なった悲惨な子どもの状況は想像を絶するものだった。それらを見るにつけ何とか救う手立てはないものかとして立ち上げられたのが子どもの虐待防止センターだった。

アルコール依存症を嗜癖（アディクション）の典型とするならば、他の嗜癖に対するアプローチはアルコール依存症の治療経験

から学ぶところが大きいだろう。アディクションとは行動の悪習慣を指しており、物質嗜癖、関係嗜癖、行為のプロセス嗜癖の3種類がある。ここで家族内暴力とアディクションとの共通点を挙げてみよう。それらを次の4点にまとめることができる。

1) 家族の中の暴力は一回で終わることなく必ず繰り返されていること。繰り返されることで半ば習慣化している。

2) 暴力をふるっている本人の多くはそれを問題とっていない。時には問題と書いていてもなかなかやめることができない。

3) したがって最初に困るのは周囲の人たち（虐待の場合は被害者・目撃者・発見者）である。本人の暴力をやめさせようとするより、周囲への介入が優先される。

4) 本人の病理に帰すことで治療を試みるよりも、自助グループ的関係の導入やモチベーションの強化がより有効である。

すでに述べたように家族においてアルコール問題と暴力は発生状において密接に結びついていた。さらに上記の4点を考慮するならば、家族内暴力のひとつである虐待に対して、アディクションアプローチから多くを学ぶことができるだろう。

#### 4. アダルトチルドレンという言葉

上述のような1990年代初頭の動きを加速したのがアダルト・チルドレンということばの登場であった。

1995年に阪神淡路大震災、そして地下鉄サリン事件が起きた、その翌年、アダルトチルドレン（ACと略す）という言葉が一種の流行語としてひろがった。これもアルコール依存症の家族から生み出された言葉である。この言葉は当時から広がりを見せていたインターネットの世界で爆発的に受け入れられ、親からの虐待を受けて育ったと感じていた人たちが自らの経験をはじめて語るきっかけをつくった。この言葉は「現在の自分の

生きづらさが親との関係に起因すると認められたひと」と定義される。その特色は次のようにまとめることができる。

1) 自己の現在の不安全感と親子関係における経験との間に因果関係を認める。DSMはアメリカにおける精神医学の診断基準マニュアルであるが、その特色は現在という時相で症状を横断的にとらえる点にあり、因果関係を措定してはいない。このような因果関係を認めることばは精神医学における診断、臨床心理学におけるみたてのいづれにもみられないものである。いうなれば自己の形成、性格形成に対して親が影響を与えていることを認めることばであるともいえよう。

2) 親との関係に適応しなければ子どもは成長できない。どれほど虐待的環境であろうと、適応しなければ生存は保障されない。そのようにして適応し成長した結果さまざまな生存のためのスキルを発達させてきたのである。時としてそのスキルが現家族を離れてからのそのひとの対人関係形成を障害することも起きる。しかしそのことの責任はそのひとに問われるべきなのだろうか。虐待的親子関係を適応してきたことはサバイバルであり、そのスキルを身につけたことに対して、いったんは「あなたには責任が無い」という承認を与えられなければならないだろう。それを免責性と呼ぶことができる。そのひとたちの多くは、虐待行為が行使される無原則的混乱の渦中であって、自らが過剰に責任を負うこと（すべてわたしが悪い）で世界の明晰さを自分で作り出してきたのである。そのような過剰な自己責任からの開放こそが必要とされるのである。しかし見方によっては「自分の責任ではない、すべて親が悪い、親のせいだ」という主張と重ねられ手しまう可能性もある。自己責任を重んじる立場からは厳しく批判されるのも当然であろう。あえて繰り返し強調しておきたいのは、虐待的親子関係をサバイバルする際に、過剰な自己責任



意識が形成されること、それは本人にとってこのうえなく重圧に満ちたものである点である。それを前提として、この「免責性」を捉える必要があるだろう。

- 3) 自己申告の言葉であること。客観的診断、統計的データに基づくのではなく、「私を感じ私がそう思う」ことを基準とする。自分がACと思えばACなのである。この点においても、科学的定義を重視し客観性に立脚する立場の研究者からは当然批判されるであろう。しかしこの言葉は研究者によって作り出されたわけではない。アルコール依存症の治療者（非医師のスタッフたち）によって、現場の方言のようにいつしか形成された言葉である。したがってアカデミズムにおいて定義づけられることは不可能であろう。むしろこの言葉の何よりの貢献は、親子は愛情で結ばれているという従来の堅固な前提を覆した点である。さらに明快に表現するならば、親の加害者性を浮かび上がらせたのであった。そのことを公言することにACという言葉の広がりや承認を与えたのだといえよう。虐待という視点からとらえるならば、ACと自覚したひとたちの語る言葉は、親からの虐待を生き延びた（サバイバルした）人の貴重な証言としてとらえることができよう。Hセンターが1995年開設されて以降、年間平均約100人にのぼる人たちがアダルト・チルドレンと自覚してカウンセリングに訪れている。親が家族という密室のなかでどのような言動を行っていたのかが被虐待児であった当事者の言葉によって初めて明るみに出されたともいえよう。アダルト・チルドレンという言葉の広がりや虐待防止の広がりや底流において連動していたのではないだろうか。過去の被虐待経験の証言者の出現と、現実に起きている虐待を防止する動きはひとつつながりのものとしてとらえられるべきであろう。

## 5. 逸脱か構造的問題か

今日の虐待への関心の高まりはその多くをマスコミの報道に負っている。その方法は多くは画一的であり、虐待者である親を非難する報道姿勢が貫かれている。それによって喚起されるのは、長引く不況による閉塞感とあいまって親が子を殺すというあってはならない事態を目の当たりにする殺伐とした感覚であろう。しかし同時に虐待死の報道はヒューマニズムに対する飢餓感を刺激する素材になりうるのではないだろうか。両親によって食べ物を与えられず栄養不良で意識不明のまま保護・入院させられた子どもに全国から千羽鶴が送られたという事件は記憶に新しい。時としてニュースキャスターは虐待死のニュースを読みながら涙する場面すら見られる。このような万人の共感を呼ぶテーマがほかにあるだろうか。

子どもが幼ければ幼いほど、被害者のイノセント（無垢で責任がないこと）は高まるだろう。無力であればあるほど、加害者である親の非道さが強調されるだろう。テレビの画面という安全地帯から無力で小さな存在が命を奪われることを知り、多くの人々のヒューマニズムは喚起され、そのことによって自らのニューマニスティックな感覚を再確認することができるのである。それは殺伐としたニュースに見えて、実は視聴者をどこかで救済しているともとらえられよう。虐待は、被害者であるこどもの絶対的無力さゆえに、人々に対してこのように反転したパワーと救済を行使するのだろうか。

ではこのようなインパクトはどの方向に人々を動かしていくのだろうか。それは大きく分けて3つの方向に分かれていくだろう。

### 1) 心理化、医療化の方向

虐待する母親（実際は父親による虐待死がかなりの割合で認められるにもかかわらず）を逸脱視し、心理的、精神病理的問題に帰すことで解決できると考える。これは母親がト

ラウマを受けておりその再演であるとする世代連鎖理論も援用している。労働厚生省では虐待する母親は必ず精神科医が面接するという方針を打ち出している。

もうひとつは、虐待を受けた子どもを「治療」という被害者の医療化である。「心の傷」というきわめてあいまいなことばによって、被虐待児を治療すれば虐待問題はひとつの解決をみるという立場である。子どもの虐待を発見するのが多くは小児科医であることも大きいだろう。身体的虐待は特に医療の関与を要求するのである。

### 2) 父権、母性愛の復権を目指す方向

家族の育児機能の低下が虐待の背景にあることに注目し、親をどのように育てるのかという論点を強調する方向である。「父性の復権」論や、家族の絆を強化しようという言説はこの流れに位置づけることができるだろう。従来は決して起こり得なかった事態が起きているのは、我が国の根幹である家族の美風が損なわれたからであり、再度家族を見直そうとするのである。論拠とされるのは、父・母の役割分担、男女の性別役割分業論、自我の成熟理論、母性愛を強調する育児理論などである。いづれも、あるべき成熟した親の像を前提とし、父性・母性の確立を求めていくのである。

### 3) 近代的家族像の相対化の方向

家族内の暴力は、近年に始まったものではなく、近代家族のもともとはらんでいた構造的な問題だととらえる方向のことである。したがって、虐待の起きる家族を特殊化するのではなく、ごく当たり前の「ふつう」の家族と虐待の起きる家族は地続きであると考え。さらに重要な視点として、家族とは親密で愛情に満ちた一枚岩の集団なのではなく、支配構造、権力構造から成り立っているのだ、という基本的認識に立脚する。それは先に述べた「権力は状況の定義権である」との視点につながる。つまり親が「愛情」と定義すれば、

どのように子どもを殴ろうとも、それはしつけのひとつでしかないのだ。

本研究はこの3番目の視点に立っていることは言うまでもない。

この立場からすれば、状況の定義を権力者である親ではなく、被害者である子どもの立場から行うことによって始めて「虐待」は構築されることになる。

急激に虐待が家族の中で起きはじめたのではなく、急激に夫が妻を殴り始めたというわけでもない。これまで正当化されていた暴力に対しては、それが常識の中に回収されるために、しつけや体罰、折檻といった美しい名前が与えられていたのだ。

いっばう美化できない虐待・暴力に対しては、時として加害者男性を子ども扱いすることで、笑いとともに無化し免罪することばをもちいて定義された。「いたずら」「どうしようもないおやじ」「困った父さん」「痴漢」などはこの好例である。虐待のひとつである「性的虐待」をみればさらに明らかになる。数々の性的虐待は、決して虐待と定義されることなく、笑いとともになかったこととして葬られてきた。痴漢行為がいまや「性的犯罪」と定義されるようになったことと、エッチなお父さんが性的虐待者になることとはまったく同様の構造である。暴力を受ける人を救う言葉よりも、振るう側、つまり「加害者」を擁護することばだけが存在していたのである。そしてそれは実に多様に表現されていた。このことから被害者と加害者間の力関係が如実に表れていることがわかる。被害者の立場に立つことによって初めて暴力・虐待と定義づけられ、認知されるようになったのだ。

我々援助者自身も従来はそのような暴力を暴力として認知せず、それを美化したり免責してきた一員だったことを自覚しなくてはならないだろう。つまり常識的な言葉、家族を美化する立場に立つかぎり、加害者側に

加担する言葉に我々自身もすっかり同化してしまうという認識をもたなくてはならない。

## 6. 虐待が援助職に投げかけたもの

虐待とは被害者の立場に立つことで初めて構築され、発見可能になるのである。客観的事実として虐待がそこにあるわけではない。その前提には、家族とは強い者が弱い者を暴力を行使して支配する場であるという家族観が必要とされよう。その支配は身体的暴力だけではなく、細かな言語によって、さらには脅しによって、また関心を撤去することによって・・・と、無数の支配形態をとりながら関係貫徹しているのである。子どもの虐待の背後にはしばしばDVが行使されており、しかしながらあまりに介入が困難であるため、DVについては放置される場合も多い。DVの被害者である母が子どもを虐待しているといった事例は一般的ですらある。被害者の立場に立つということが、いったい誰の立場に立つことなのか、錯綜する場合も多い。このように加害・被害のパラダイムで関係をとらえることは、加害・被害の重層性といった新たな問題を生み出す。

そして、被害者の立場に立つことは時として闘争を意味するだろう。なぜなら被害者を守り救うためには時として加害者に対抗し戦わなければならないからだ。闘争、戦いなどという言葉がこれまで援助職において使われることはまれであった。逆の言葉、平和や調停、調和、和解などこそ親和性が高かったのである。

これまで虐待でいったん分離された場合も親が迎えに来て泣きながら訴えれば「やっぱり親よね、実の親が一番よ」といって子どもは親の元に返されていった。それは子どもの擁護ではなく親の立場の擁護だろう。これが従来の援助だったことを直視しなければならない。そこからわれわれは何を教訓として

学ぶべきだろうか。

## 7. 中立、客観的立場はない

これまでの解決とは、ニュートラルな立場の専門家による調停だった。それは実は強者・権力者・支配者の側に立つことだったのではないだろうか。平等な関係における問題の解決ではなく、そもそもが不平等な関係における問題の解決に対して中立、客観、公正な立場とは不平等な関係(権力構造とそれは同義である)の強者の側に立ってしまうということ、この点が何よりの衝撃を援助者、さらには専門家といわれる人たちに対し虐待問題が提起していることなのではないだろうか。

心理臨床において正しいと考えられているいくつかの言葉がある。そのひとつが「中立」という言葉である。援助職においてこの「中立」、ニュートラルと言う言葉は疑いもないことばだったのではないだろうか。この言葉によって、学問としての基礎は築かれ、科学としての位置も明確になってきた。しかし虐待において中立的立場とは果たしてどのようなことをいうのであろうか。先述したように中立的調停とはかならず親の側に利するということは何をあらわしているのだろうか。家族関係において起こった問題に対して中立的立場をとろうとすれば必ず「力の強い者」の立場に立ってしまうことを表してはいないだろうか。

ではなぜ、中立的や客観的立場、従来正しいと信じられていた立場が親の立場と重なるのだろうか。

ナラティブ・セラピーの考え方によれば、ドミナントな言説とは現代社会において当たり前と思われ、常識と思われている言説のことである。客観的、中立的という価値を付与さしていたり、常識と思われている言葉もドミナントな言説であることに変わりはない。現代社会は不平等な関係に満ちているの

だが、ドミナントな言説はその不平等な関係における強者を擁護するのである。親子関係におけるドミナントな言説はすべて親の立場に立つものであり、当然親を擁護しているのだ。「子がかすがい」などはその最たるものである。体罰もしつけもそうである。親を擁護し正当化する言説こそが常識であり、客観の言葉なのである。このように考えてくると、私たちは言葉を空気のように用いているが、実はその言葉自身が支配関係にからめとられていることを自覚しなければならない。アダルト・チルドレンという言葉、虐待と言う言葉はドミナントな言説（親の愛、家族愛）に対抗して作り出されたオルタナティブな言説ととらえることができよう。たとえば近親相姦に対しては近親姦を、いたずらに対しては性的犯罪を、折檻に対して虐待を……と言った置き換えは、いずれも従来のドミナントな言説では表現できなかった、被害者、被支配者、弱者の立場に立つ言葉（オルタナティブな言説）による再定義なのである。

## 8. 援助者は「味方」になることこそが要求される

客観性、中立と言った「正しい言葉」に対する疑念を抱くようになって振り返ってみれば、カウンセリングで目の前の人の話をその人の立場に立って聞き、その人たちが親に対してどのような感情を抱いているのかに共感でき、親に対して共に怒ることができたのは、そしてその人たちの信頼を得られたのも、その人たちの立場、つまり被害者の立場に立っていたからだと改めて気づかされたのだ。とすれば、虐待の援助はどのようにあるべきなのだろうか。従来の援助をどのように変えなければならないのだろうか。「支配関係にかかわるとき、中立的立場はありえない」……この命題を具体的援助関係にどのように適用していけばいいのだろうか。

暴力こそが権力関係、支配関係の最たるも

のである。家族内の暴力はまさに支配そのものである。すでに述べたとおり、家族内暴力にかかわるためには中立を装っては被害者の支援は不可能なのである。虐待という言葉そのものがオルタナティブな言葉であり、権力関係を前提とし被害者の立場に立つことを要求することばだった。

例として、ACと自覚したひとたちがこれまでなぜ援助者によって語る内容を否定されてきたのだろうかを考えてみよう。ACという言葉を手にするまで「親のことを悪く言うのは親不孝である」という常識（ドミナントな言説）を超えることはできなかったのである。援助者も同様であった。

この言葉は最初に述べたように客観的な診断用語ではない。それは自覚の言葉であり、オルタナティブな言葉である。被害者性を肯定することばであり、そのことはそのまま加害者に立ち向かうことも含まれている。とすればカウンセリングの中で援助者が立つ位置とは、目の前に座っているその人の「味方」になる地点であろう。中立の地点ではない。それはその人たちの加害者であった親と同じ地点だからである。「味方になること」……これが私たちにできる最大のことであろう。これは共感ということばと重なりながらも、別の意味も付与されているように思われる。それは目の前に人に「寄り添う」という視点である。また大きな相違点は、加害者に対し、共に怒り、憤慨し、糾弾し、時には戦わなくてはならないという含意である。ジュディス・ハーマンは著書の中で「同盟者」という言葉を用いている。治療者でもなく、援助者でもなく、同盟者としてかかわることなのだとして述べている。味方になるとは「同盟者」という言葉がいちばん近い表現のように思われる。家族の中の暴力被害を受けている人にとって、両方の言い分をよく聞いて中立的な判断を下すひとよりも、味方になってくれるひとこそが必要なのである。